

中部運輸局自動車技術安全部

平成30年11月27日

連絡先 中部運輸局自動車技術安全部
整備課 長井、及部
TEL 052-952-8042

同時発表：静岡県政記者クラブ

ペーパー車検を行った自動車整備事業者を取消処分

中部運輸局では、静岡県静岡市内の指定自動車整備事業者（有限会社青島自動車工場）に対して、ペーパー車検※¹による車検手続等の道路運送車両法違反行為が確認されたため、指定自動車整備事業の指定の取消しなどの行政処分を行いました。

- 1 事業者の氏名又は名称
有限会社青島自動車工場（静岡県静岡市）
- 2 行政処分の内容（処分年月日 平成30年11月27日）
 - (1) 自動車分解整備事業※²の認証の取消
 - (2) 指定自動車整備事業※³の指定の取消
 - (3) 自動車検査員※⁴の解任命令（1名）
- 3 法令違反の主な内容
 - (1) 事業者は、35台の二輪自動車について、点検・整備及び検査を全て実施していないにもかかわらず、保安基準適合証を交付し、車検手続を行った。
（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
 - (2) 自動車検査員は、検査をしていないにもかかわらず保安基準適合証等に適合する旨の証明を行った。（道路運送車両法第94条の5第4項違反）

【用語解説】

- ※1 「ペーパー車検」とは、自動車検査証の有効期間更新のための点検・整備及び検査を全く実施していない自動車に保安基準適合証を交付する行為をいう。
- ※2 「自動車分解整備事業」とは、原動機を取り外して行う整備など自動車の分解整備を行う事業であり、当該事業を営もうとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。
- ※3 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車分解整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業であり、当該事業者が交付する保安基準適合証を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続が行うことができる。
- ※4 「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続を行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

【参考】

道路運送車両法（抜粋）（昭和26年6月1日法律第185号）

（保安基準適合証等）

第94条の5 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

- 4 第1項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認められた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。